感染症による出席停止について

次のような疾患に罹患した場合、学校保健安全法第 19 条の規定により出席停止扱いとなります。つきましては、診断書、または、下記の受診報告書を医師より記入していただき、登校する際に学校まで提出してください。

学校において予防すべき感染症の種類(学校保健安全法施行規則第18条より)

- 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群(SARS)及び鳥インフルエンザ(H5N1)
- 第二種 インフルエンザ (H5N1 を除く)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜熱、急性出血性結膜炎、その他の感染症

受診報告書について(依頼)

三重県立紀南高等学校校長

学校において予防すべき感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。つきましては、下記事項に記入していただきたく、お願い申し上げます。

	受診報告書									
		年	名前							
	1.	病名								
	2.	期 間令和	年	月	日 ~	令和	年	月	日まで	
上記の疾患により安静・加療が必要と認めます。										
				医療	₹機関名:	令和	年	月	日	
				医	師 名:					

医療機関にて証明がいただけない場合は、保護者様が疾患名、出席停止期間、受診した医療機関 名を御記入いただき、下記に御署名ください。

保護者名	(白罗)	
	(日石)	